

# 下関市貨物自動車運送事業者支援事業



原油価格・物価高騰により影響を受けた市内運送事業者の事業継続を支援するため、支援金を交付します。

## 交付対象者要件

貨物自動車運送事業法に規定する「一般貨物自動車運送事業」、「特定貨物自動車運送事業」、「貨物軽自動車運送事業」を申請日以前から営み、申請日後も事業を継続する意思がある下関市内に本店、支店、事業所等を有する方（個人事業者含む）  
※詳細な要件は下関市HPでご確認ください。

## 支援金額

交付対象者要件を満たした方で、自ら使用し、自走する車両の台数に応じ、支援金を交付します。

事業の種別（ナンバープレートの色、車両の種類）	支援金額（1台あたり）
一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（緑ナンバー（霊柩車以外））	50,000円
一般貨物自動車運送事業（緑ナンバー（霊柩車））	30,000円
貨物軽自動車運送事業（黒ナンバー）	

※二輪の自動車は対象外です。  
※支援金は、対象車両1台につき1回限りです。

## 申請期間

令和5年1月20日（金）～2月28日（火）消印有効

## 申請方法

申請書類に必要事項を記入、準備の上、下記に郵送ください。

### 申請書類

- ①申請書兼請求書
- ②交付対象車両一覧
- ③交付対象車両の自動車検査証の写し
- ④市税を滞納していないことを証する書類
- ⑤誓約書兼同意書
- ⑥振込先金融機関口座が確認できる書類

申請書類は  
こちらから



下関市HP



申請先・問い合わせ先（申請書の書き方、申請方法等）

750-0006 下関市南部町21番19号 下関商工会館3階

下関市貨物自動車運送事業者支援金事務局

電話番号 083-227-2275

受付時間 平日9:00～17:00